

※裏面の必要事項を全て記入、確認をし入学後に開催する『予約採用者説明会』に持参してください。

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

# 令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和5年10月16日

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3年	10	組	
	出席番号	A000001		
氏名	学校用 見本 (ガツコヨウ ミホ)			様

## 交付書類コード = F

※コードにより交付される書類が異なります。  
封筒の裏面にてご確認ください。

\* 99999901 #5999999

独立行政法人日本学生支援機構

## 1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金			
		第1希望	第2希望	第3希望	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金	希望する

選考結果	給付奨学金	貸与奨学金		
		併用貸与(※1)	第一種奨学金	第二種奨学金
	候補者決定 支援区分：第I区分	候補者決定	—	—
要件確認(※2)	国籍・在留資格等	○	○	—
	家計に関する基準	○	○	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—
	必要書類の提出(※3)	○	○	—

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。  
 ※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備が解消されていない場合や未提出の場合等の理由による判定不可を含む。)、 「—」は申込時に希望していない(もしくは希望順位の高い種類が決定した)ため未判定であることを表します。  
 ※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

## 2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金(注1)	第一種奨学金(無利子)(注3)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
利用条件	支援区分：第I区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込： 不要
申込時の 選択内容 (注2)	貸与額	***	最高月額	月額120,000円 一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式 定額返還方式
	保証制度(注4)	*****	機関保証	人的保証 人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式 利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定めらる。  
 注2 ここに支援区分の記載がある方は、高等教育支援制度(授業料減免)を申請できます。奨学金予約採用者説明会の時に書類をお渡しします。  
 注3 ここに「必要」と印字されている方は、裏面の3(1)でいずれかにチェックをしないと、手続きができません。事前によく確認をしておいてください。  
 注4 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」の両方への加入が必要です。

### (注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」29ページに従って手続きを行ってください。

【(国内大学等進学者用) 進学後記入欄】

※海外大学進学者は使用しません。

学籍番号	入学式当日にお渡しする学生証で確認できます。	
学部・学科	記入	
(フリガナ)		
氏名		
進学後の 連絡先 (本人)	住所	自宅から通学の場合は自宅住所を、下宿先から通学の場合は下宿先を記入してください。
	電話番号	固定電話をお持ちの方のみ記入してください。(ない場合は空欄)
	携帯電話番号	本人の携帯番号を記入してください。(ない場合は空欄)

1. 奨学金振込口座について (全員次の口にチェック)

- 採用候補者本人名義の普通預金(通常貯金)口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について 奨学金は、学生本人口座に振り込まれます。(つの口にチェック)

- 進学届にて「自宅通学」を選択します(入学月より自宅通学となるため)。  
 進学届にて「自宅外通学」を選択します(入学月より自宅外通学となるため)。  
 ついては、進学先の学校へ入学月において自宅外通学であることの証明書類を提出します。

3. 貸与奨学金 該当者は、証明書類をご準備の上、給付様式35「通学形態変更届(自宅外通学)」及び本紙と一緒に提出してください。

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」と印字がある人は、次のどちらかの口にチェック)

- 入学時特別増額貸与奨学金を利用します。  
 ついては、本紙に次の2点の書類を添えて

表面にこのように印刷されている方は、必ず本欄のどちらかに✓(チェック)を入れてください。書類が必要な方は、事前に準備をしてください。

① 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(本通知に同封の様式)

② 「人的保証」または「機関保証」を選択している場合、以下の条件を満たす必要があります。

- 入学

「人的保証」では、もし奨学金が貸与奨学金を返還できなくなったときに、「連帯保証人」「保証人」の順に返還責任を負います。このことを踏まえ、以下2点を事前によく確認をしておいてください。

① 機構の定める条件に合致する人物である。→「貸与奨学生採用候補者のしおり」

② 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方に承諾を得ている。

「人的保証」を選択したのち、予定していた連帯保証人及び保証人に依頼できなかった場合、その後の手続きに支障が生じます。

「機関保証」とは、保証機関が連帯保証する制度です。一定の保証料を支払うことで奨学金の申し込みができます。(保証料は毎月の振込金額から差し引かれます) 機関保証では連帯保証人、保証人は不要です。

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口にチェック)

- 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。  
 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します(条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む)。